



国勢調査2015 通信②

〜平成27年、国勢調査が変わります〜

平成27年の国勢調査は、調査手法を進化させ、正確かつ効率的な統計の作成を行うとともに、皆さんの負担軽減・利便性の向上を図るなどの観点から、初めて全世帯を対象として、オンライン調査を行います。オンライン調査では、スマートフォンでの回答も可能です。

平成27年国勢調査における調査の流れ (オンライン調査の先行実施)

オンライン回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンライン回答期間を設定します。その後、オンライン回答のなかった世帯にのみ調査票を配布し、合理的・効率的な調査実施を図ります。

回答手順

- ① 居住確認、オンライン回答の際に必要な回答用ID・パスワードを世帯に配布(9月上旬ごろ)
- ② パソコンやスマートフォンからオンライン回答(9月中旬ごろまで)
- ③ オンライン回答のなかった世帯にのみ調査票を配布(9月下旬ごろ)
- ④ 調査票を調査員へ提出または郵送で提出(10月上旬ごろ)
- ⑤ 回答完了

※パソコンやスマートフォンのない方は、9月下旬ごろに配布する調査票で回答してください。

問合せ 総務課総務係 ☎ 347



6年ぶりに普通交付税の不交付団体に

市は、大手企業の業績好調などに伴う市民税法人分と地方消費税の引上げに伴う地方消費税交付金の大幅な増加などにより、普通交付税の算定のもととなる基準財政収入額が大幅に増額となったことから、平成27年度は普通交付税の交付を受けない「不交付団体」となりました。

全国の地方自治体1765団体のうち、普通交付税の不交付団体は60団体で、羽村市が不交付団体と

なるのは、平成21年度以来6年ぶりとなります。

引き続き、自主自立の財政運営を堅持できるよう、市税をはじめとした歳入の確保・経常的経費の削減などの行財政改革の取組みを推進していきます。

問合せ 財政課財政担当 ☎ 319

マイナンバー制度No.2

マイナンバー制度を安全に活用するために

マイナンバー制度を安全に活用するために、制度運用に伴う個人情報の利用については、制度面・システム面からの監視により、厳密に取り組んでいきます。

制度の面では

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止します。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられます。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を従来に比べ強化します。

システムの面では

- 個人情報情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関の間で行う情報のやりとりには、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 行政機関が個人番号の付いた自分の個人情報を取りとりの記録などを、自宅のパソコンなどから確認できる「情報提供等記録開示システム」(マイポータル)が平成29年1月から稼働予定です。

問合せ 総務課総務係 ☎ 347



集団特定健康診査を行います

「平日は仕事などの都合で羽村市特定健康診査を受診できない」という方を対象に、日曜日に集団健診を行います。今年度、未受診で対象となる方は、ぜひ申し込んでください。

日時 10月25日(日)午前9時～正午
会場 保健センター

- 対象** 次のすべてに該当する方
- ①今年度羽村市特定健康診査受診券が送付されている方で、受診日現在、羽村市国民健康保険に加入している方
 - ②受診日現在、74歳以下の方
 - ③今年度、特定健康診査を受診していない方

※妊産婦の方は受診できません。

定員 100人(先着順)

申込み 8月17日(月)～9月30日(水)(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接保健センターへ



健康手帳の活用を

40歳以上の方に、無料で「健康手帳」を配布しています。

特定健診やがん検診の結果、血圧・体重などの変化を記録し、健康管理に役立ててください。

配布場所 保健センター・市役所1階市民課保険係



▲記録をつけて健康管理に役立てましょう

健康なんでも相談

からだやこころの健康に関する相談ができます。特定健診の結果が気になる方も、ぜひ利用してください。

受付日時 毎月第2・4木曜日午後1時30分～3時(祝日を除く)

会場 保健センター

費用 無料
相談員 保健師・管理栄養士

※直接会場へお越しください。

問合せ 保健センター ☎5555-1111
11 ☎627

はい！こちら消費生活センター

消費者ホットライン「188番(いややー)」の利用を



困ったときは
電話で「188」!

平成27年7月1日から、消費者ホットライン「188番(いややー)」による全国共通の案内サービスが開始されました。



このホットラインは、消費生活相談窓口の存在や連絡先がわからないという方の、消費生活相談の「最初の第一歩」をお手伝いするものです。

この番号に電話をかけると、日時や場所にあわせて在住地域の消費生活相談窓口を紹介いたします。

電話がつながると、まず音声案内が流れます。在住地の郵便番号の入力など指示に従ってください。羽村市消費生活センターの相談受付時間である場合は、羽村市消費生活センターにつながります。

土曜日や日曜日、祝日で、市や都の消費生活センターが開所していない場

合は、国民生活センターで相談に対応するなど、年末年始(12月29日～1月3日)を除いて原則毎日利用できます。

契約、悪質商法、訪問販売・製品・食品やサービスによる事故などについてどこに相談したらいいかわからない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン「188番(いややー)」を利用してください。

※通話料は、音声案内終了後、窓口につながった時点から発生します。※携帯電話会社の通話料金定額サービスなどでも、別途ナビダイヤル通話料が発生します。

問合せ 消費生活センター ☎5555-1111 ☎641

困ったら、まず電話してください

